

### **3 次期（第19期）への引継事項について**

( 1 ) 次期 ( 第 1 9 期 ) への引継事項

墨田区議会基本条例の運用に係る検討課題や条例制定後の課題等について、今期中に結論を出すべき課題については議会改革特別委員会において優先的に検討・決定してきた。ただし、時間を掛けて検討する必要があること、議会基本条例の施行・運用が次期になること等から、今期ではなく次期に検討することとした課題等については、その内容を引継事項としてとりまとめた。

なお、この引継事項については、今期の議会改革特別委員会における協議結果をとりまとめたものであり、次期における検討の時期や方法、その結果等を拘束するものではない。

ア 「政務活動費横領事件に関する調査特別委員会調査報告書」における検討課題 (平成 2 9 年 9 月 1 2 日本会議決定)

議会改革特別委員会において精査・検討することとされた事項及びその対応状況は、次のとおりである。

(ア) 本区議会における不祥事発生時の情報共有などのルール作り

総体的な事項については、政治倫理に関する規定と併せて検討することとし、早急に対応すべき事項については、各派交渉会で検討することとされた (平成 3 0 年 4 月 1 3 日議会改革特別委員会決定)。これを受け、8月31日の各派交渉会で、「墨田区議会における不祥事発生時の情報共有等について (申し合わせ)」が決定された。

(イ) 後払い方式の検討、第三者機関の設置及びチェック、交付額の減額、交付時期及び回数の見直し

いずれも議会基本条例を制定した後、引き続き、然るべき場で検討することとされた (平成 2 9 年 1 2 月 1 5 日議会改革特別委員会決定)。

イ 墨田区議会基本条例の運用に係る検討課題 (平成 3 0 年 1 1 月 3 0 日議会改革特別委員会決定)

別紙 1 のとおり

ウ 通年議会導入に伴う課題整理 (平成 3 1 年 1 月 1 5 日議会改革特別委員会決定)

別紙 2 のとおり

エ 墨田区議会通年議会実施要綱案 (平成 3 1 年 3 月 6 日議会改革特別委員会決定)

別紙 3 のとおり

オ 次期における検討組織等 (平成 3 1 年 3 月 6 日議会改革特別委員会決定)

(ア) 検討組織については、「特別委員会」とし「運営協議会方式」を採用する。

(イ) 構成については、次期に検討する。

(ウ) 「墨田区議会基本条例の運用に係る検討課題」における優先度「B」の取扱いについては、下表のとおり B 1 ~ 4 に整理する。

優先度	検討期間（目安）	検討課題（No.）
B 1	初議会（5月）の調整事項の中で検討	3
B 2	5月から10月までに検討	12、13、14、22
B 3	11月から翌年4月までに検討	1、7、24
B 4	1年間（5月～翌年4月）で検討	9、15、29、30

検討課題（No.）の内容は、「墨田区議会基本条例の運用に係る検討課題」参照